

議案参考資料

[令和4年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

広域連携推進室 広域連携推進担当

議案名

議案第8号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

趣旨・目的

群馬県市町村総合事務組合(以下「総合事務組合」という。)の組織団体である桐生地域医療組合が、常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了すること及び邑楽館林医療事務組合の名称が、邑楽館林医療企業団に変更されることに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

概要

- 1 桐生地域医療組合(※)が総合事務組合の組織団体として残りながら、令和4年3月31日をもって、常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了するため、別表第2の1の項から桐生地域医療組合を除くものです。
- 2 令和4年4月1日から邑楽館林医療事務組合(※※)の名称が邑楽館林医療企業団に変更されるため、規約中の表記を邑楽館林医療企業団に改めるものです。

※ 桐生地域医療組合：桐生市及びみどり市で組織

※※ 邑楽館林医療事務組合：館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織

(組合規約の施行期日：令和4年4月1日)

背景・経過

群馬県市町村総合事務組合は、平成2年10月に設置され、県内60団体(12市、23町村、23一部事務組合、1企業団、1広域連合)が加入している一部事務組合です。

地方自治法の規定で、一部事務組合の規約の変更は組織団体間で協議により定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その協議は、組織団体の議会の議決を経なければならないこととされています。